

千葉県議会広報用映像貸出要領

【趣旨】

第1条 千葉県議会事務局が保有する広報用映像の貸し出し等の手続きを円滑に行うため、「千葉県議会広報用映像貸出要領」を定める。

【使用目的】

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合、映像の貸し出し等を認めるものとする。

- (1) 千葉県議会に対する県民の理解と関心を深めることに資すると認められる場合
- (2) その他、千葉県議会事務局政務調査課長が特に認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、使用目的が、次の各号のいずれかに該当する場合は、映像の貸し出し等は認めないものとする。

- (1) 法令等に違反するおそれのある場合
- (2) 公序良俗に反するおそれのある場合
- (3) 主に営利目的のものである場合
- (4) 肖像権または著作権を侵害するおそれのある場合
- (5) その他、千葉県議会事務局が映像を貸し出すことが不適切と認められる場合

【手続き】

第3条 貸し出し等を受けようとするものは、別記様式に定める「千葉県議会広報用映像貸出申請書」に必要事項を明記し、千葉県議会事務局政務調査課議会広報班へ提出するものとする。

【著作権】

第4条 貸し出し等を行う広報用映像の著作権は千葉県に帰属する。

【遵守事項】

第5条 映像の貸し出し等を受けたものは、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 貸し出し映像の複製、改ざん、部分利用、販売をしてはならない。
- (2) 貸し出し映像媒体を破損、紛失しないこと。
- (3) 「千葉県議会広報用映像貸出申請書」に記載した目的以外に使用しないこと。また、転貸しないこと。

【貸出期間】

第6条 貸出期間はおおむね1か月程度とする。ただし、利用目的によってはこの限りでない。

附則

【施行期日】

この要領は、令和元年5月29日から施行する。